

# 相 談 事 例

ID : 04-03-006

## 相談タイトル

盛土に埋められていた産業廃棄物について

### Q : ご相談内容

住宅を新築し5月に引き渡しを受けたが、盛土の中からプラスチック片・金属片・ガラス片・切断されたペットボトル・電子回路等が出てきた。施工業者に話すと非を認めるも、全ての土を入れ替えることは出来ないのので出来る範囲で土を入れ替える、と言われた。

行政の廃棄物の担当課へ問い合わせたところ、盛土の中に入っていた物は産業廃棄物に該当すると言っていた。明日、地質検査を実施する予定だが、全箇所検査をする訳ではないので、安全だと言われても安心出来ない。電子回路等も見つかっているので、人体に影響を及ぼすようなことがあっても困る。どう対応したらいいか。

### A : 回答

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」によりその適正な処理が法律に規定されています。

盛土材の中から出てきたものが、行政の廃棄物の担当課で「産業廃棄物」と確認されているのであれば、法律に従った適正な処理がまずは所有者（相談者）に義務づけられます。

今後、対策をとられる業者の方に、廃棄物処理法に基づき適正な処理がなされるよう確認すると共に、その処理方法について、具体的な方法を確認し、不明な点があれば説明を受けると共に、行政の廃棄物の担当課へも確認の連絡を入れるなど、適正な処理等の対策をとるよう業者に申し入れて下さい。